

千葉県立中央博物館長による『福島サウンドスケープ』の展示をめぐる回答にはなっていない「(回答)」をめぐる

●永幡 幸司
福島大学

1 はじめに

千葉県立中央博物館（以下、博物館）において開催されている日本サウンドスケープ協会 20 周年記念展において、私の著作物である『福島サウンドスケープ』を展示するにあたり、博物館による不当と考えられる対応により、著作者の意向に反した展示が行われていることは、10 月 1 日に私のホームページ上で公開した「[日本サウンドスケープ協会 20 周年記念展における『福島サウンドスケープ』の展示に対する千葉県立中央博物館の対応をめぐる](#)」と題する文章（以下、抗議文）で示したとおりである。同文章を、博物館と千葉県¹⁾に送付したところ、千葉県教育庁教育振興部文化財課（以下、教育庁）からは 10 月 15 日付のメールという形で、博物館長からは 10 月 22 日付の館長の公印が押された文書（中央博第 534 号）という形で、「(回答)」²⁾が届いた。これら 2 通の「(回答)」は、博物館長からの文書に「既に、教育庁教育振興部文化財課より回答いたしました内容に準じたものです」と記されているように、本質的に同内容のものである。そこで本稿では、公印が押された文書である博物館長からの文章（以下、「(回答)」）をテキストとし、その検討を行いたい。

2 「回答」とは何か

本題に入る前に、「回答」とは何かという、本検討を進める上で鍵となる問題について、一言述べておきたい。

広辞苑第 5 版によれば、「回答」とは「質問・要求などに対する返事。答。」のことである。すなわち、質問や要求などに対する返事であってこそ、そして、質問や要求の答になっていてこそ、返事は「回答」となる。言い換えれば、質問や要求に対応した答となっていなければ、回答の語義から外れることとなる。それゆえ、博物館（及び教育庁）からの「(回答)」が、回答と呼ぶに堪えるものであるか否かは、質問や要求に呼応した内容となっているか否かによって決定されることとなる。

3 質問あるいは要求は何か

「(回答)」が回答と呼べるか否かを定めるのが、それが何らかの質問や要求に呼応した内容となっているか否かであるため、次に問題となるのは、「(回答)」に対する質問、あるいは、要求は何かという点である。その答は、「(回答)」が作成される原因となった私による抗議文に示された質問・要求であろうことは、いうまでもなからう。抗議文の詳しい内容については、抗議文本文を読んでいただくことにし、ここではその概要を示そう。

抗議文における 1 つめの論点は、博物館は判断の明確な根拠を示さずに、私の執筆した文章を「福島大学執行部批判」³⁾であると断じ、それは「震災前後の音風景の変化という展示ストーリーに不可欠の内容と思え」⁴⁾ないものであるとしたが、それは、明確に誤っており、私の執筆した文章は事実を述べた文章に過ぎず、また、内容的には DVD で提示した「作品」が置かれるべきコンテキストを形作っており、展示のストーリーと密接な関係があるというものである。

もう 1 つの重要な論点は、サウンドスケープ（論）においては音が聞かれたコンテキストが非常に重要であり、そのような考え方により作成された「作品」に対して、コンテキストを著作者の意向に沿わない形で改変して展示をするということは、「作品」で提示された世界の一貫性を破壊する行為であるという点だ。なお、抗議文では明確には記述しなかった⁵⁾が、著作者の意に反して著作物を変更して展示することは、著作権法で著作者の権利として認められている同一性保持権を侵害する行為であることを、ここに明記しておく。

そして、以上の論点を踏まえ、博物館による『福島サウンドスケープ』の展示に対する対応は、公権力の乱用による言論統制であり、「作品」に対する冒涇行為であると結論づけた。そして、要求として示したことは、以上の問題に対する適切な形での対応である。

これらを踏まえれば、博物館が回答すべき内容は、私が挙げた 2 つ議論に対する態度の表明と、そのような態度を取ることに對する論理的説明である。特に、私の議論に対して異議を唱えるのであれば、その論理的説明は必要不可欠である。そして、要求に対する回答としては、具体的などのような対応をするのかについての明確な表明である。

4 博物館長による「(回答)」の検討

以上での検討事項を踏まえ、博物館長による「(回答)」の検討に入りたい。以下の文章中、「」で囲い下線を引いた黒字部分は、「(回答)」からの引用である⁶⁾。

第 1 段落では時候の言葉が述べられており、特筆すべきと考えられる内容は書かれていない。

第 2 段落では、10 月 2 日付で私が送付した手紙にあった「質問」について「お答えします」と明記されている。このことより、少なくとも博物館長は「(回答)」に書かれた内容が「質問」に対する答となっていると考えていることが窺える。また、この段落において、冒頭でも述べた「(回答)」の内容は、教育庁の回答の内容に準じたものであることが記されている。

続く第 3 段落では、博物館で開催している企画展である

「音の風景」が、「日常生活や自然の中で音を風景としてとらえる「音の風景（サウンドスケープ）」を紹介すること」を展示趣旨として、日本サウンドスケープ協会との共催で行われていることが述べられており、日本サウンドスケープ協会 20 周年の展示も「両者共催」であることが述べられている。

ここで、日本サウンドスケープ協会のホームページにおける「用語と考え方」というページを見ると、サウンドスケープは「日本語では一般に「音の風景」と訳され、専門的には個人、あるいは社会によってどのように知覚され理解されるかに強調点の置かれた音環境。それゆえサウンドスケープは、個人（あるいは文化を共有する人々のグループ）とその環境との間の関係によって決まる」（A Handbook for Acoustic Ecology, B.Truax ed.,1978）と定義されています。⁷⁾と記述されている。ここで引用されている定義は、先の抗議文で示したサウンドスケープの定義と同じものである。さらに、同ページでは、「したがって、サウンドスケープとは「世界を聴（聞）く行為、音の世界を体験する行為によっておのずと立ち表れてくる意味世界」であるともいえるのです。」⁸⁾と記述されており、これは、私が抗議文において「福島の音環境の変化を<他ならぬ私>が記録し、<他ならぬ私>が選択し、<他ならぬ私>が編集することで構成した展示内容の世界は、福島の現状を反映した世界であることはもちろんのことであるが、私が作り上げた世界であることから逃れることができない、私と福島との関係によって決まった福島のサウンドスケープなのだ。」⁹⁾と論じたことと呼応する。このような考えを持つことを公表している協会と企画展を共催していることと、「博物館の設置及び運営上の望ましい基準」¹⁰⁾によれば、博物館資料の展示にあたっては「確実な情報及び研究に基づく正確な資料を用いること」が求められていることを併せて考えれば、博物館の、展示にあたっての「サウンドスケープ」理解もそのようなものであると理解するのが自然であろうことを指摘しておく。

そして、「「音風景の地平をさぐる」展示設営作業の前に、同協会が作成した展示パネルのデータを中央博物館にご提示頂きましたところ、その中に中央博物館の展示趣旨に合致しないと考えられる内容があったことから、中央博物館から同協会に対して、修正をお願いいたしました。」という一文で始まる第4段落が、本件の核心部に関する記述のある段落である。しかし、この段落にも、さらにはそれ以降の段落にも、「展示趣旨に合致しないと考えられる内容」の具体的説明は何もなされていない。

私の抗議文では、博物館が考えたと推察される「展示趣旨に合致しないと考えられる内容」について、「私の立場で把握できている範囲」¹¹⁾に限定して記述している。そして、博物館のその判断がいかにか誤った判断であったかを論述している。それゆえ、それに対するいかなる記述もなければ、私の主張に対して少しでも異議があるのであれば、言い換えれば、私の主張を完全に受け入れるのでなければ、回答としての体をなしていないと評価せざるを得ない。

この段落では、さらに、「中央博物館からの依頼に対しては、同協会から承諾の旨の回答とともに修正案の提示があり、博物館・同協会の双方同意の上で、現在の内容の展

示パネルが作成されました。」と記述されている。ここで注目すべきは、著作者であり著作権者である私の意向について、一言も触れていないことである。

同一性保持権を含む著作者人格権は、著作者に属するものであり、譲渡することはできないことが、著作権法第59条で定められている。したがって、『福島サウンドスケープ』について言えば、著作者である私以外に、「修正」を加えて展示することを認めることができるものは存在し得ない。すなわち、博物館と協会が同意したところで、著作者である私の同意がなければ、「修正」を加えて展示することが認められることの何の根拠にもならない。

そして、私は修正案の形で展示されることについては、博物館から協会が「修正をお願い」された当日、20周年記念展実行委員の一人から電話でそのことの連絡を受けた際に、「修正されたものが展示されることになった場合、私の言論・表現の自由がうばわれ、言論が統制されたことになるから、博物館に抗議をすることになる」旨口頭で伝えて以降、同様のことを述べ続けている。これこそが、私の「修正」に対する見解だ。

このように、第4段落は、私の議論に対する反論としては全く無意味な主張が述べられているだけで、本来回答に書かれるべき意味のある内容は何一つ書かれていないものであることが確認される。

第5段落は、「今回の展示パネルの修正は、「音の風景」の展示趣旨をより明確に来館者に伝えるために、中央博物館と同協会との合意のうえで行われたものであり、「言論統制」とのご指摘をいただくような性格のものでないことをご了解いただきたいと思います。」という一文である。

ここで、「今回の展示パネルの修正は、「音の風景」の展示趣旨をより明確に来館者に伝えるため」と書かれているが、修正前と修正後を比較して、展示趣旨がどのように「明確」になったのか、本文中に一言も書かれていない。このような根拠を伴わない主張は、それが正しいか否か、誰も判断することができず、意味をなさない。

さらに、前述したサウンドスケープ協会が示す「サウンドスケープとは「世界を聴（聞）く行為、音の世界を体験する行為によっておのずと立ち表れてくる意味世界」である」という考え方に基けば、私に立ち現われた「サウンドスケープ」を表現した『福島サウンドスケープ』を、私が認めていない形に改変することは、私に立ち表れた意味世界を破壊することを意味する。そのようなものを「サウンドスケープ」として展示するということは、サウンドスケープの考え方に照らし合わせるとおかしなことであり、第2段落に書かれている「日常生活や自然の中で音を風景としてとらえる「音の風景（サウンドスケープ）」を紹介するという展示趣旨にそぐわないと断ぜざるを得ない。

また、この段落にも書かれている、「中央博物館と同協会との合意のうえで行われたものであり」という事実は、既述のとおり、著作権法上何の意味も持たない。

そして、「「言論統制」とのご指摘をいただくような性格のものでない」という部分に関しては、私が抗議文の中で示した「言論統制」と考える根拠について何一つ反論がなく、博物館側が「言論統制」ではないと主張する別の根拠も何一つ示されていないため、なぜ、「言論統制」では

ないと言えるのか、誰も判断できない。このような、何の根拠も示さない主張を、一体誰が了解できるのだろうか。

最後の第6段落については、定型的な手紙文の末尾が書かれているだけなので、特段コメントすることはない。

5 おわりに

以上で示したように、博物館長による「(回答)」は、何の根拠もない主張が述べられているだけで、本来回答に求められるべき内容は、何一つ書かれていない。それゆえ、本稿を「千葉県立中央博物館長による『福島サウンドスケープ』の展示をめぐる回答にはなっていない「(回答)」をめぐって」と題することにした。

最後に、千葉県立中央博物館がその非を公式に認め、適切な形での対応を行うこと、また、もし千葉県立中央博物館側に、抗議文及び本稿に対する反論があるのであれば、それを明確な根拠と共に、論理的に示すことを強く要求して、本稿を閉じたい。

註

1) 千葉県宛には千葉県のホームページ内にある「お聴きします ちば」というページから、抗議の概要を記した文章にURLを記す形での送付となった。このような形となったのは、「お聴きします ちば」の入力フォームには文字数制限があり、全文をそのままの形で貼り付けることが不可能であったからである。

2) 教育庁、博物館両者の文章とも、題名の末尾に「(回答)」(「」は著者による)と記されていたので、それをそのまま用いている。

3) 抗議文中に引用したのと同じ、博物館による「言論統制」があった際に博物館担当者が日本サウンドスケープ協会20周年記念展実行委員宛に送付してきたメールより引用した。

4) 同上

5) 抗議文において著作権法に関する記述を明記しなかったのは、学芸員の資格を持つものであれば著作権法の知識は十分に持つであろうと考え、言うまでもなく当然気付くであろう問題について微に入り細をうがう記述をするよりは、より重大な問題と考える言論統制の問題に焦点を絞った文章を書いた方がよかろうと判断したためである。

6) 「(回答)」からの引用に際し、句読点は、本文に合わせて、「, .」に変更している。

7) 日本サウンドスケープ協会のホームページ(<http://www.soundscape-j.org/>)のコンテンツの1つである「用語と考え方」(http://www.soundscape-j.org/ss_yougo.html)と題するページより引用し、句読点を本文に合わせて「, .」に変更した。

8) 同上

9) 永幡幸司, “日本サウンドスケープ協会20周年記念展における『福島サウンドスケープ』の展示に対する千葉県立中央博物館の対応をめぐって”, http://www.sss.fukushima.ac.jp/~nagahata/archives/statement_131001.pdf.

10) 平成23年12月20日 文部科学省告示第165号

11) 「日本サウンドスケープ協会20周年記念展における『福島サウンドスケープ』の展示に対する千葉県立中央博物館の対応をめぐって」の註3)から引用した。